

## 用語等

この計画で使用する用語又は国民保護措置で使用する用語の内容は、次のとおりである。

### 1 地域等

番号	用語	内容	備考
1	要避難地域	住民の避難が必要な地域	法第 52 条
2	避難先地域	住民の避難先となる地域（避難経路となる地域を含む。）	法第 52 条
3	受入地域	他の都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域	法第 58 条
4	被災市町	武力攻撃災害が発生した市町（武力攻撃災害がまさに発生しようとしている市町を含む。）	法第 119 条

### 2 機関名等

番号	用語	内容	備考
1	市	市長及びその他の執行機関	
2	指定行政機関	事態対処法第 2 条第 5 号に定める機関（国の機関）	事態対処法第 2 条
3	指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局等（国の出先機関）で、政令で定めるもの	事態対処法第 2 条
4	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公益的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で政令で定めるもの	事態対処法第 2 条
5	指定地方公共機関	石川県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの	法第 2 条
6	指定（地方）公共機関	指定公共機関及び指定地方公共機関	
7	県協議会	石川県国民保護協議会	法第 37 条
8	市協議会	輪島市国民保護協議会	法第 39 条
9	国の対策本部	事態対策本部	事態対処法第 10 条
10	国の緊急本部	緊急対処事態対策本部	事態対処法第 23 条
11	国の対策本部長	事態対策本部長（内閣総理大臣）	事態対処法第 11 条
12	国の緊急本部長	緊急対処事態対策本部長（内閣総理大臣）	事態対処法第 24 条
13	県対策本部	石川県国民保護対策本部	法第 27 条
14	県緊急本部	石川県緊急対処事態対策本部	法第 183 条

15	県対策本部長	石川県国民保護対策本部長	法第 28 条
16	県緊急本部長	石川県緊急対処事態対策本部長	法第 183 条
17	市対策本部	輪島市国民保護対策本部	法第 27 条 本部条例
18	市緊急本部	輪島市緊急対処事態対策本部	法第 183 条 本部条例
19	市対策本部長	輪島市国民保護対策本部長	法第 28 条 本部条例第 2 条
20	市緊急本部長	輪島市緊急対処事態対策本部長	法第 183 条 本部条例第 7 条
21	道路管理者	道路法で定める道路を管理する主体(国、 県、市)	道路法 第 18 条
22	水防管理者	水防法で定める水防管理の主体(市)	水防法第 2 条

### 3 法令・条例名等

番号	用語	内容	備考
1	事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成 15 年法律第 79 号)	
2	法 国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)	
3	法施行令 国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成 16 年政令第 275 号)	
4	安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令(平成 17 年総務省令第 44 号)	
5	市本部条例	輪島市国民保護対策本部及び輪島市緊急対処事態対策本部条例(平成 18 年輪島市条例第 232 号)	法第 31 条
6	市協議会条例	輪島市国民保護協議会条例(平成 18 年輪島市条例第 233 号)	法第 40 条
7	第 1 ジュネーヴ条約	戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ条約	
8	第 2 ジュネーヴ条約	海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ条約	
9	第 3 ジュネーヴ条約	捕虜の待遇に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ条約	
10	第 4 ジュネーヴ条約	戦時における文民の保護に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ条約	
11	第一追加議定書	1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書 I)	法第 157 条

12	第二追加議定書	1949年8月12日のジュネーブ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）	
13	災対法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）	
14	原災法	原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）	
15	特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）	

4 特定用語に含まれる範囲、意味

番号	用語	内容	備考
1	国対処基本方針	武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針	事態対処法第9条
2	国緊急対処事態対処方針	緊急対処事態に関する対処方針	事態対処法第22条
3	基本指針	国民の保護に関する基本指針	法第32条
4	利用指針	特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波）の利用に関する指針	特定公共施設利用法第6条等
5	国国民保護計画	指定行政機関の国民の保護に関する計画	法第33条
6	県国民保護計画	石川県の国民の保護に関する計画	法第34条
7	市国民保護計画	輪島市の国民の保護に関する計画	法第35条
8	指定地方公共機関業務計画	指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画	法第36条
9	武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃	事態対処法第2条
10	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	事態対処法第2条
11	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	事態対処法第2条
12	武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態	事態対処法第1条
13	緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人の殺傷が行われることが発生し、当該行為が認められるに至った事態（後述の日、あることを含む。）で国家とすることを必要とする	事態対処法第22条
14	武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、焼失、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法第2条
15	緊急対処事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、焼失、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法第183条

16	武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害	法第 105 条
17	国民保護措置	国対処基本方針が定められてから廃止さ れるまでの間に、指定行政機関、地方公 共団体又は指定公共機関が法律第 183 条 第 2 号に掲げられておいて、その者が法律 の規定に基づいて実施する措置（緊急対 処事態対処方針が廃止されておいて、その 者が法律の規定に基づいて実施する措置） その他これら者が当該措置に準じて法 律の規定に基づいて実施する措置	法第 2 条では「国民の保護のための措置」
18	武力攻撃災害対処措置	武力攻撃災害を防除し、及び軽減する措 置その他武力攻撃災害による被害が最小 となるようにするために実施する措置	法第 97 条では「国民の保護のための措置」
19	緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから 廃止されるまでの間に、指定行政機関、 地方公共団体又は指定公共機関が法律第 183 条第 2 号に掲げられておいて、その 者が法律の規定に基づいて実施する措置 （緊急事態対処方針が廃止されておいて、 その者が法律の規定に基づいて実施する 措置）その他これら者が当該措置に準じ て法律の規定に基づいて実施する措置	法第 172 条
20	応急対策	原則は武力攻撃原子力災害の発生又はそ の拡大防止のための応急の対策（場合に より武力攻撃災害のための応急の対策を 含む。）	法第 105 条
21	応急措置	退避の指示、警戒区域の設定、応急公用 負担等	法第 112 条 ほか
22	応急の復旧	一時的な補修や修繕のことをいい、当面 の機能を回復させること。	法第 139 条
23	武力攻撃災害の復旧	武力攻撃により被害を受けた施設又は設 備の復旧のことをいい、本格的な工事を 行って機能を現状に回復させること。	法第 141 条
24	安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し 又は負傷した住民（市の住民以外の者で 市に在るもの及び市で死亡したものを 含む。）の安否に関する情報	法第 94 条
25	被災情報	武力攻撃災害による被害の状況に関する 情報	法第 126 条
26	被災者	武力攻撃災害による被災者	法第 74 条
27	避難施設	住民を避難させ、又は避難住民等の救援 を行うため、政令で定める基準を満たす 施設	法第 148 条
28	収容施設	公民館、体育館、応急仮設住宅など避難 住民等の救援のために供与される施設	法第 75 条
29	生活関連等施設	ダム、発電所、浄水施設などの国民生活 に極めて重要な関連を有する施設や毒物 劇物等の危険物施設	法第 102 条
30	ライフライン	上下水道施設、電気施設、ガス施設、通 信施設	

31	自主防災組織	災対法第 5 条第 2 項の自主防災組織	法第 4 条
32	関係機関	国民保護措置の実施に関係するすべての機関	
33	緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施にあたって必要な物資及び資材	法第 79 条
34	救援物資	救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資）	法第 81 条では「物資」
35	特定物資	救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの	法第 81 条
36	医薬品	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 1 項の医薬品	法第 92 条
37	義援金品	個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供又は提供の申入れがあった金銭又は物品	
38	緊急通報	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が緊急に発令する通報	法第 99 条
39	危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの	法第 103 条
40	核燃料物質	原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）第 3 条第 2 号の核燃料物質	法第 106 条
41	放送事業者	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 26 号の放送事業者	法第 7 条
42	C A T V	有線テレビジョン放送法（昭和 47 年法律第 114 号）第 2 条第 4 項の有線テレビジョン放送の業務を行う者が行う放送	
43	国民保護等派遣部隊	自衛隊法第 76 条第 1 項、第 78 条第 1 項若しくは第 81 条第 2 項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第 77 条の 4 第 1 項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等	法第 63 条では、「出動を命ぜられた自衛隊の部隊等」
44	ゲリラ	軍事組織に属さない勢力	
45	特殊部隊	特別に訓練された兵士により編成された部隊	
46	N B C	核（nuclear）、生物（biological）、化学（chemical）の略	
47	特殊標章	第一追加議定書第 66 条 3 に定める文民保護のための特殊標章	法第 158 条